

職業安定分科会(第 196 回)	資料3-1
令和5年9月 12 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

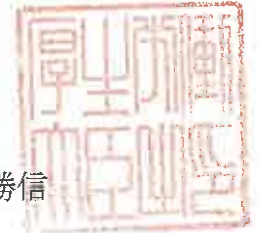
厚生労働省発職 0907 第 1 号

令和 5 年 9 月 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 事業主が代理人を選任し、又は解任したときは、届書とともに当該代理人が使用すべき認印の印影を公共職業安定所の長に届け出なければならぬこととされているところ、当該印影の届出を不要とすること。

二 様式第二十九号の二から様式第二十九号の三まで、様式第三十三号の三及び様式第三十三号の四について、押印欄の削除その他の所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年十月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。